

平成24年度 第1回岡山県後期高齢者医療広域連合懇話会 次第

日時：平成25年2月28日(木) 14時から

場所：岡山県市町村振興センター 2階 小会議室

開 会

連合長挨拶

懇話会について

会長及び副会長の選出

議 題

1 制度の概要について

2 岡山県の概況について

3 その他

閉 会

平成24年8月1日
広域連合告示第24号

(目的)

第1条 岡山県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う後期高齢者医療制度の運営に関し、幅広く意見を聴取するため、岡山県後期高齢者医療広域連合懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会の委員は、次に掲げる事項について、意見を述べるものとする。

- (1) 保険料に関すること。
- (2) 保健事業に関すること。
- (3) その他後期高齢者医療制度に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、広域連合長が委嘱する。

- (1) 被保険者等を代表する者 6人以内
- (2) 保険医等を代表する者 3人以内
- (3) 医療保険関係を代表する者 3人以内
- (4) 学識経験を有する者 3人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長1人、副会長1人を置く。

- 2 会長は、第3条第2項第4号委員のうちから互選により選出する。
- 3 副会長は、会長の指名により選任する。
- 4 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第6条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、事務局長の求めにより、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、任期満了後の最初の会議においては、広域連合長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 3 会議は原則として公開とする。

(謝金)

第7条 委員が会議に出席したときは、謝金として日額6,000円を支給する。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、広域連合事務局総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、会長が会議において諮って定める。

附 則

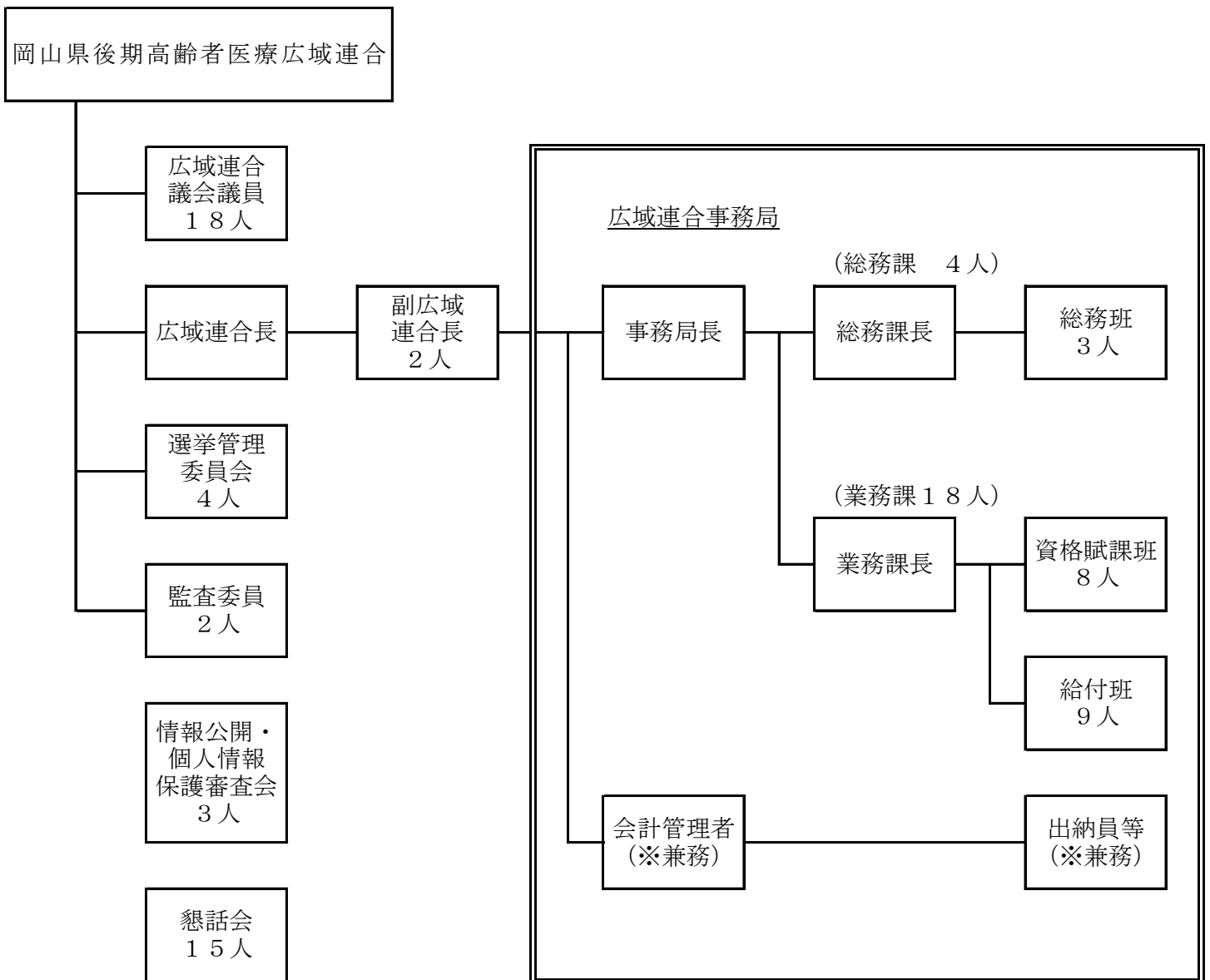
- 1 この要綱は、平成24年8月1日から施行する。
- 2 懇話会設置後初めて開催される会議においては、広域連合長が招集する。
- 3 平成24年度に委嘱する委員の任期については、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

岡山県後期高齢者医療広域連合懇話会委員名簿

任期：平成25年2月28日から平成27年3月31日

区 分	氏 名	所 属 等
被 保 険 者 等 を 代 表 す る 者	水 田 弥 一 郎	岡 山 県 老 人 ク ラ ブ 連 合 会
	中 西 俊 博	
	田 村 満 須 三	
	土 屋 紀 子	岡 山 県 婦 人 協 議 会
	赤 澤 富 貴 枝	
	平 松 卓 雄	岡 山 県 社 会 福 祉 協 議 会
保 険 医 等 を 代 表 す る 者	田 中 茂 人	岡 山 県 医 師 会
	田 頭 一 晃	岡 山 県 歯 科 医 師 会
	加 藤 圭 一 郎	岡 山 県 薬 剤 師 会
医 療 保 険 関 係 を 代 表 す る 者	鈴 木 啓 三 郎	全 国 健 康 保 険 協 会 岡 山 支 部
	原 田 直 志	健 康 保 険 組 合 連 合 会 岡 山 連 合 会
	三 鴨 宏 宜	市 町 村 国 保
学 識 経 験 を 有 す る 者	高 木 直 矢	前岡山県後期高齢者医療広域連合長
	西 田 和 弘	岡 山 大 学
	吉 田 健 男	吉 備 国 際 大 学

平成24年度 岡山県後期高齢者医療広域連合組織図



広域連合議会議員の構成 … 市長、市議会議員 各5名
町村長、町村議会議員 各4名

広域連合長は、構成市町村長から投票により決定

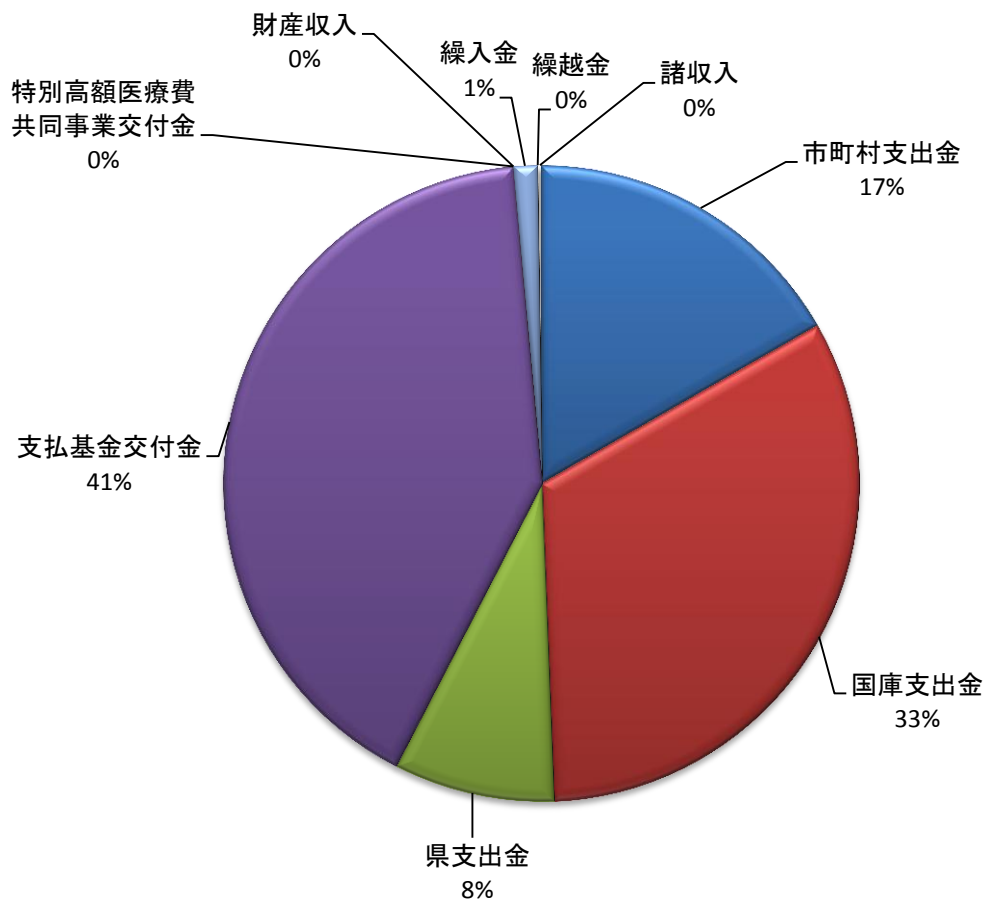
各課の主な業務

- ・総務課
総務班 … 広域連合の組織運営に関すること（議会・財政・選挙・監査事務等）
- ・業務課
資格賦課班 … 被保険者の資格管理、保険料賦課に関すること
給付班 … 医療給付・保健事業に関すること

○財政について

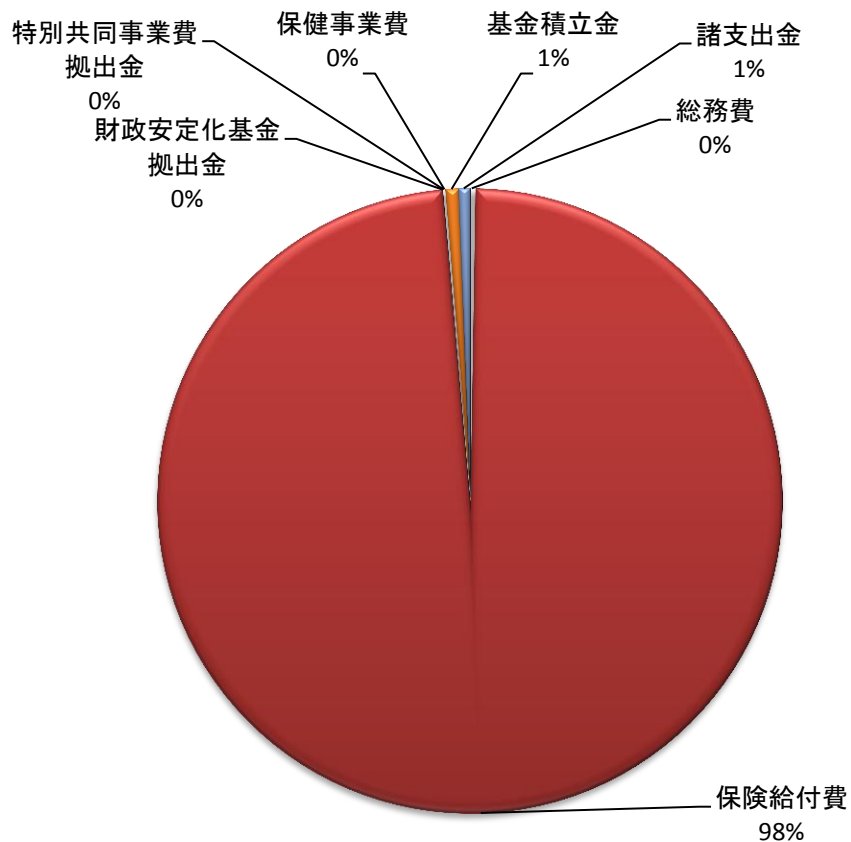
1) 歳入決算の状況

区 分	平成 2 3 年度		平成 2 2 年度		比較 増減率 (%)
	決 算 額 (円)	構 成 比 (%)	決 算 額 (円)	構 成 比 (%)	
市町村支出金	38,247,221,226	16.7	36,628,571,014	16.3	4.2
（事務費負担金）	544,985,000	0.2	522,629,000	0.2	4.1
（保険料負担金）	19,249,935,219	8.4	18,813,565,728	8.4	2.3
（療養給付費負担金）	18,452,301,007	8.1	17,292,376,286	7.7	6.3
国庫支出金	74,734,792,849	32.7	72,827,851,571	32.5	2.6
県支出金	18,721,482,129	8.2	18,061,638,724	8.1	3.5
支払基金交付金	93,797,225,000	41.0	91,063,598,000	40.6	2.9
特別高額医療費共同事業交付金	48,446,317	0.0	38,097,240	0.0	21.4
財産収入	9,444,500	0.0	12,220,463	0.0	△ 29.4
繰入金	2,706,776,147	1.2	4,967,090,300	2.2	△ 83.5
繰越金	171,521,705	0.1	241,274,255	0.1	△ 40.7
諸収入	342,930,529	0.1	236,914,136	0.1	30.9
合計	228,779,840,402	100	224,077,255,703	100	2.1



2) 歳出決算の状況

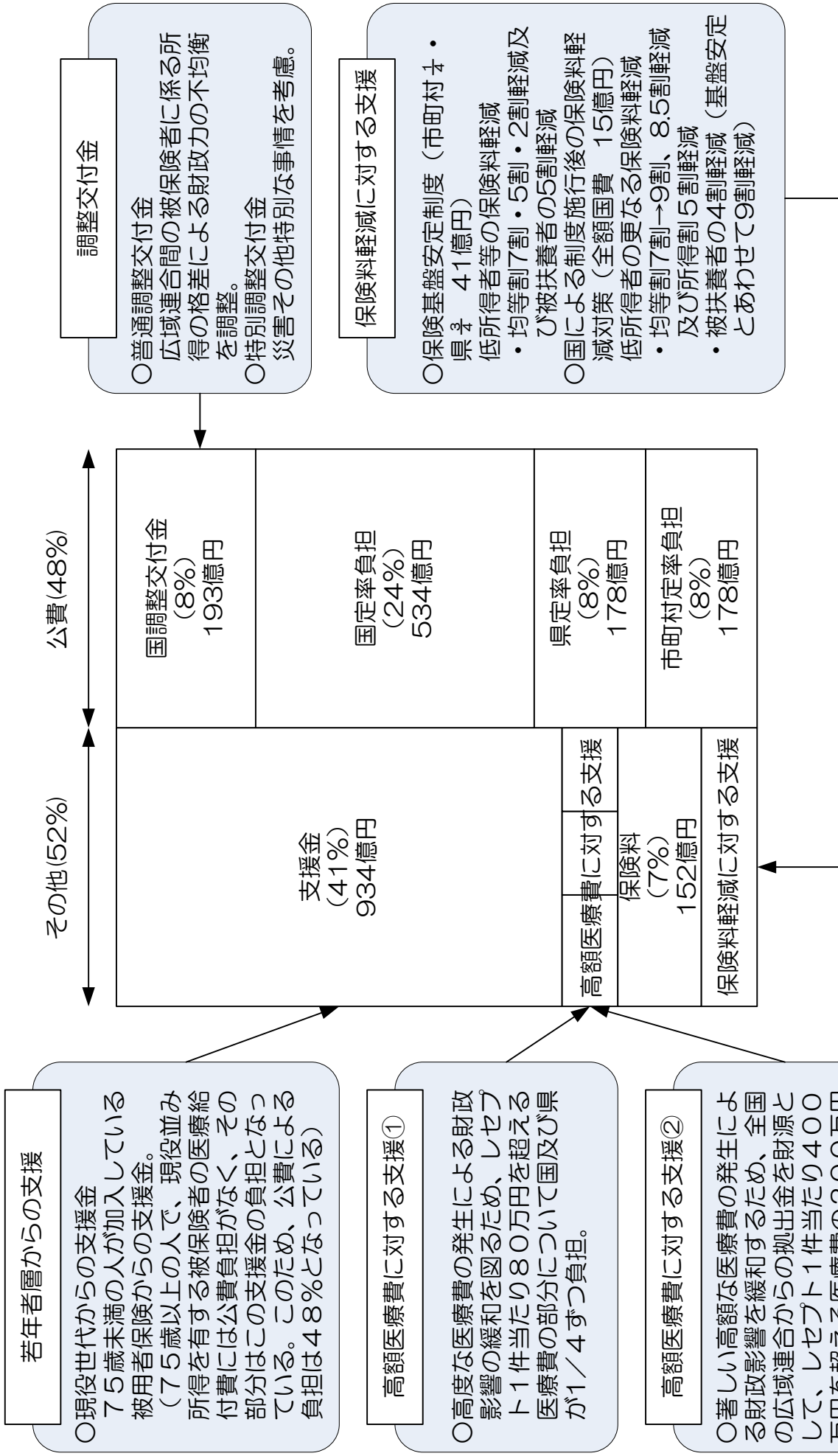
区 分	平成 2 3 年 度		平成 2 2 年 度		比 較 増 減 率 (%)
	決 算 額 (円)	構 成 比 (%)	決 算 額 (円)	構 成 比 (%)	
総務費	578,126,039	0.3	521,587,039	0.2	9.8
保険給付費	224,906,673,612	98.4	217,095,124,511	97.0	3.5
(療養給付費)	207,897,750,702	90.9	200,381,406,634	89.5	3.6
(入院時療養費)	5,228,537,027	2.3	5,276,690,520	2.4	△ 0.9
(療養費)	1,144,053,477	0.5	1,090,243,050	0.5	4.7
(訪問看護療養費)	454,897,806	0.2	404,964,770	0.2	11.0
(移送費)	0	0.0	23,410	0.0	皆減
(審査支払手数料)	589,118,406	0.3	622,422,732	0.3	△ 5.7
(高額療養費)	8,663,025,156	3.8	8,387,810,448	3.7	3.2
(高額介護合算療養費)	203,691,038	0.1	218,212,947	0.1	△ 7.1
(葬祭費)	725,600,000	0.3	713,350,000	0.3	1.7
財政安定化基金拠出金	159,389,986	0.1	159,389,986	0.1	0.0
特別共同事業費拠出金	45,638,821	0.0	38,274,888	0.0	16.1
保健事業費	135,140,000	0.1	95,371,000	0.0	29.4
基金積立金	1,600,913,656	0.7	2,449,832,686	1.1	△ 53.0
諸支出金	1,252,036,734	0.5	3,546,153,888	1.6	△ 183.2
合計	228,677,918,848	100	223,905,733,998	100	2.1



医療給付費等（窓口負担分を除く）の財源の概要

（平成23年度決算）

総額 2,252億（対前年度決算 3.6%の増）



平成23年度はこれまでの余剰金から5億円活用し、収支の均衡を図っている。

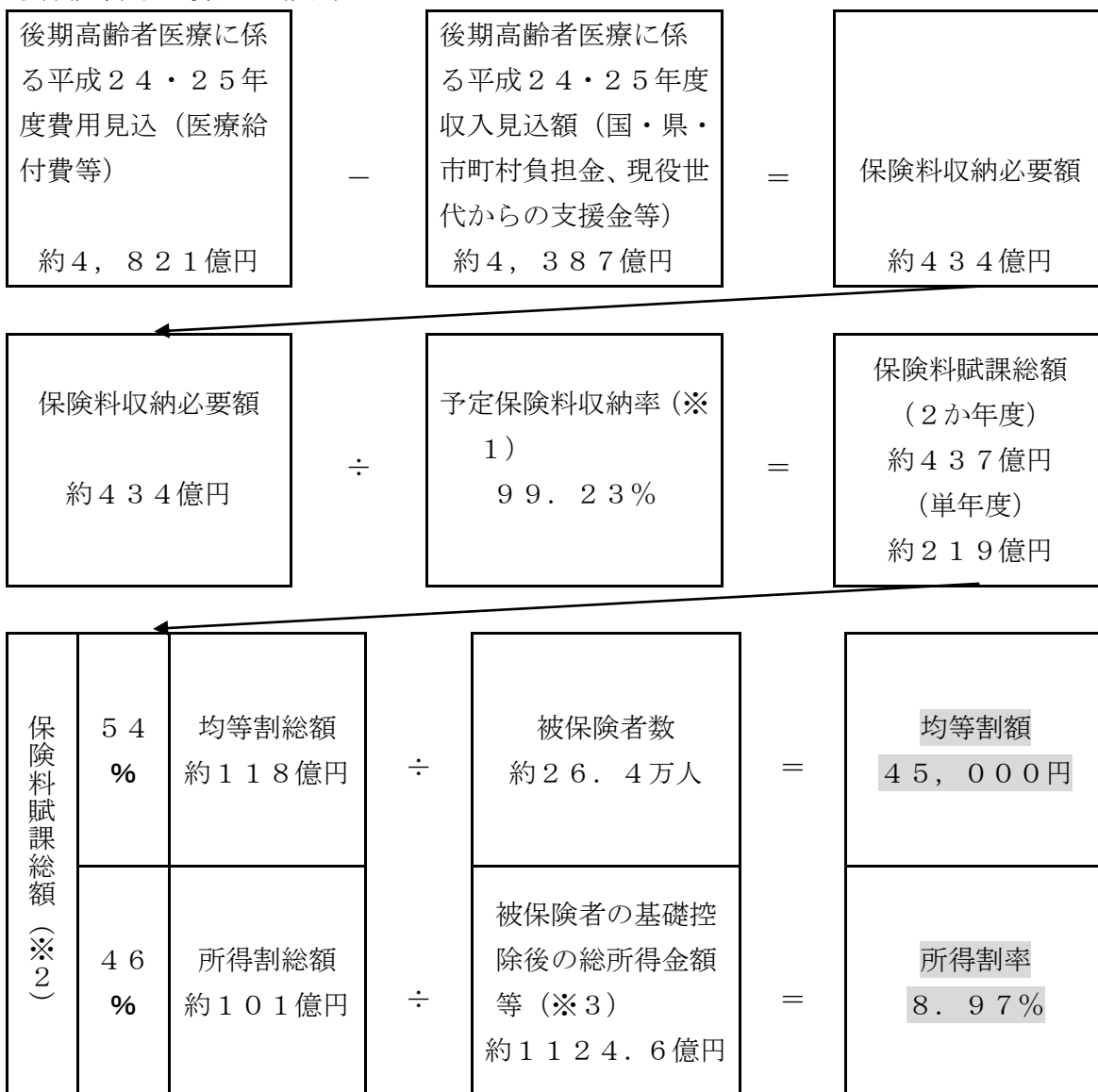
※ 平成24年度予算 2,365億円（対前年度決算 5.0%の増）
 平成25年度予算 2,461億円（対前年度予算 4.1%の増）

○保険料率について

後期高齢者医療の保険料は、療養の給付等に要する費用と収入の額を見込んだ上で、政令で定められた方法により算出し、広域連合条例で定めることとなります。その保険料率は、2年間、広域連合が安定した財政運営を確保されるもので、原則広域連合内均一とされています。（西粟倉村を除く）

また、保険料率は被保険者全員が負担する「均等割」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割」の合計額となります。

◎保険料率の算定の概要



- (※1) 予定保険料収納率は、平成22年度現年分実績値により算出しています。
- (※2) 均等割額と所得割額の賦課割合は、1人当たり所得が全国平均の場合に1:1となりますが、全国平均を1とした場合に岡山県の平均は0.8418であるため、 $1:0.8418=54:46$ となります。
- (※3) 55万円の賦課限度額超過により、賦課されない所得を考慮した総所得金額等です。

◎平成24・25年度の保険料率について

《均一地域》

区 分	平成22・23年度	平成24・25年度	比較増減
所得割率	8.55%	8.97%	+0.42%
均等割額	44,000円	45,000円	+1,000円

《不均一賦課地域》

(西粟倉村)

区 分	平成22・23年度	平成24・25年度	比較増減
所得割率	7.78%	8.57%	+0.79%
均等割額	40,100円	43,000円	+2,900円

不均一賦課地域とは、制度施行前の平成15年度から17年度の3年間の一人当たり老人医療給付費実績が県全体の一人当たり老人医療給付費実績よりも20%以上低く乖離している市町村をいうものです。当広域連合では、西粟倉村が該当します。

制度施行後6年間は、経過措置として、均一保険料率に対して低い保険料率を設定することができることとしており、その後は、均一保険料と同様の保険料率となります。

その間の調整率は、平成20・21年度は3/6、平成22・23年度は4/6、平成24・25年度は5/6と段階的に引き上げることとなっており、今回の不均一比率の算出率は次のようになります。

なお、均一保険料との差額については、国及び県から全額が補填されます。

【算出式】

一人当たり老人医療給付費実績の県全体との比率+乖離率×調整率=不均一比率

(西粟倉村の場合) $72.96\%+27.04\%\times 5/6=95.49\%$

◎賦課限度額の引き上げについて

政令改正により平成24年4月1日から賦課限度額50万円が55万円に引き上げられたのに伴い、岡山県広域連合も条例を改正し、同様に引き上げを行いました。